

○【報告】

神戸市都市づくりのマスタープラン（素案）について

1. 位置づけと役割

「神戸市総合基本計画」の部門別計画として定めるもので、都市計画決定や地域のまちづくりなどの指針としての役割を担う。

2. 神戸市都市づくりのマスタープラン（素案）の概要

（1）関連する計画の統合

- ・都市づくりに関する総合的な計画として、神戸都市計画区域マスタープラン（都市計画法第 6 条の 2）や神戸市都市計画マスタープラン（都市計画法第 18 条の 2）、神戸市総合交通計画など、関連する計画を統合する。

（2）目標年次

令和 17 年（2035 年）

（3）構成・記載内容

- ビジョン編：都市づくりの基本的な考え方、都市づくりの方針 等
- アクション編：都市づくりの取り組み、実現に向けた進め方
- 資料編：位置づけと役割、神戸市を取巻く状況 等

（4）計画素案

資料 3-2

3. 今後の予定

令和 7 年 12 月 22 日～令和 8 年 2 月 27 日 パブリックコメントを実施

令和 8 年 2 月 公聴会を実施

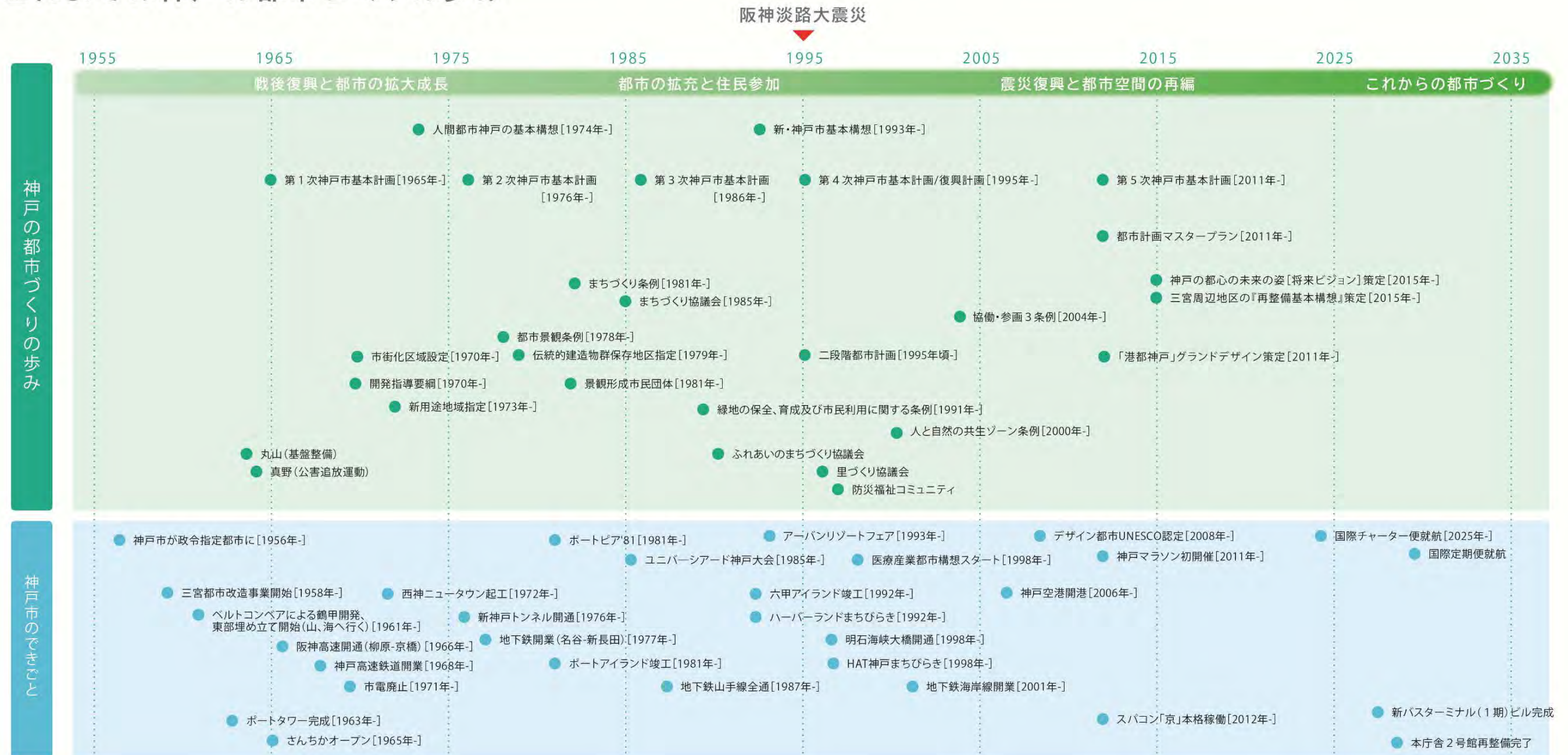
令和 8 年度 神戸市都市計画審議会に計画案を諮問

本委員会に計画案を報告

「神戸市都市づくりのマスタープラン」を策定

(案)

神戸市
都市づくりのマスタープラン（素案）
-ビジョン編-



戦後復興と都市の拡大成長

戦災復興の取組みの中で、浜手、中央、山手の3大幹線をはじめとする道路や王子、須磨海浜、生田川の公園整備など、市街地の公共施設の整備を進めました。

また、高度経済成長に対応し、神戸港の整備を進めるとともに、急激な人口増加に対応するため、「山、海へ行く」の戦略のもと、ポートアイランド等の海上都市の整備とあわせて内陸部に大規模な住宅団地・産業団地（須磨、西神などのニュータウン）を整備しました。

都市の拡充と住民参加

経済の安定成長期においては、鉄道駅周辺などでの市街地再開発事業や、西北神での土地区画整理事業などを実施しました。

また、住民参加によるまちづくりを進めるために、1981年に「神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例まちづくり条例」を制定しました。

市街化調整区域では、豊かな自然環境の保全・育成をはかる「みどりの聖域」や、農村地域の里づくりを推進する「人と自然との共生ゾーン」を指定しました。

震災復興と都市空間の再編

1995年に発生した阪神・淡路大震災からの復興では、土地区画整理事業や市街地再開発事業を、協働と参画により実施しました。

また、明石海峡大橋の開通や神戸空港の開港など、陸・海・空の総合的な交通ネットワークの形成を進めました。

都心部では、「将来ビジョン」や「再整備基本構想」を策定し、都心三宮の再整備を進めるとともに、郊外では、駅周辺のリノベーションなどを進め、都心部と郊外でバランスの取れたまちづくりに取り組んでいます。

これからの都市づくりで取り組むべき課題

人口減少、少子高齢化の更なる進行

・都市のスポンジ化への対応 ・持続可能な公共交通の維持 等

空港国際化への対応

- ・都心部での国際競争力の強化
- ・広域都市圏での連携強化やその中での神戸の存在感の発揮 等

地球温暖化の更なる進行

・都市の緑地の質と量の確保 ・災害の激甚化への対応 等

多様な主体によるまちづくりの推進

・まちづくりへの民間事業者等の参画 ・まちづくりの考え方のアップデート

「都市空間の質」の更なる向上

・社会情勢の変化に応じた土地利用 ・密集市街地の改善 ・回遊性向上

・ミッシングリンクの解消 ・農村集落の活性化 ・六甲山の緑の適切な

- ・時代に応じたデザイン都市の推進
- ・神戸
- ・新技術の急速な台頭とまちづくりへの反映

目次と構成

ビジョン編 都市づくりの基本的な考え方や都市づくりの方針を記載

1 都市づくりの基本的な考え方

これからの神戸の都市づくり

1-1 都市づくりの指針

1-2 目指す都市構造

1-3 実現に向けて

都市づくりの基本的な考え方に基づく取り組みの方針

2 区域区分の決定の方針

2-1 区域区分の決定の有無

2-2 区域区分の方針

3 都市づくりの方針

3-1 土地利用

3-2 居住・都市機能

3-3 都市交通

3-4 市街地・住環境整備

3-5 都市環境

3-6 安全・安心

3-7 都市デザイン

4 見直しの考え方

実現のための具体的な取り組み

アクション編 ビジョン編の考え方に基づく具体的な取り組みを記載

1 都市づくりの取り組み

1-1 土地利用

1-2 居住・都市機能

1-3 都市交通

1-4 市街地・住環境整備

1-5 都市環境

1-6 安全・安心

1-7 都市デザイン

2 実現に向けた進め方

- ① 「協働と参画」によるまちづくりの推進
- ② 多様な主体が様々な手法・取り組みで行うまちづくりの推進

資料編

① 位置づけと役割

② 神戸市を取り巻く状況

③ 居住・都市機能の方針関連

第1章 都市づくりの基本的な考え方

これからの神戸の都市づくり

これからの神戸の都市づくりは、暮らす人・働く人・訪れる人・事業者・行政などのさまざまな立場の人々が参画して、よりよいまちにしていきたいという“まちへの想い”がつながり、多彩な空間をかたちづくることを大切にします。

空間づくりにあたっては、その場所に関わる人々と共に、「居心地よく過ごせるかどうか」「新しい出会いや心躍る体験をできるかどうか」といった、その場所で生まれる活動を思い描き、それを実現する空間をつくるという視点を大切にします。

そして、誰もが安全・安心・快適に住み続けられること、人・物・技術・情報が集まり活力を生み出すこと、まち固有の魅力をまもり、そだて、磨き上げ、活かすこと、環境と共生することにより、持続可能な都市づくりを進めます。

1-1 都市づくりの指針

「これからの神戸の都市づくり」を進めていくにあたり、暮らす人・働く人・訪れる人・事業者・行政など関係する一人ひとりが、どのように考えて取り組みを進めていけばよいかを、「都市づくりの指針」としてまとめています。

①さまざまなライフスタイルに合わせて、心豊かに暮らし続けられる環境をつくる

神戸には、洗練された都会、人情味あふれる下町、公園や緑が充実したニュータウン、自然を感じられる里山・農村など、さまざまなまちの顔があります。まちの特性に応じて、ライフステージや価値観に合わせた多様な住まいや交流の場などを創出していくことで、一人ひとりにあった“暮らしやすさ”を実現します。

②どこにいても目的地へ気軽に移動できる環境をつくる

神戸では、基幹となる鉄道網やそれを補完するバス路線などにより公共交通ネットワークを形成しています。公共交通の維持・充実と併せて、自家用車、自転車、新たなモビリティなど、さまざまな移動手段を確保していくことで、誰もが目的や場所に合わせて移動しやすい環境を実現します。

③人・物・技術・情報が集まり、神戸経済を活性化する環境をつくる

神戸では、重厚長大型の産業や、地場産業、医療産業など、さまざまな産業が都市の発展を牽引しています。人・物・技術・情報が集積する環境をつくることで、既存の産業の更なる発展や新産業の育成、それによる働く場の創出など、都市の活力を高めます。

④開かれた玄関口から世界とつながり、交流を促進する環境をつくる

神戸は、港を中心に交通の要衝として発展してきており、空港の国際化により国際都市としての役割をさらに強めています。この強みをより一層発揮し、玄関口の利便性の向上や広域的な交通ネットワークを強化することで、新たな国際ビジネスの展開や観光の振興、多文化共生の実現など、国内外の交流を円滑にします。

⑤紡いできた多彩なまちの魅力を磨き、活かす

神戸は、緑豊かな山、美しい海、里山・農村などの恵まれた自然環境や、変化に富んだ特徴的なまちなみなど、特色ある魅力がたくさんあります。そこでの人々の活動も含めて、まもり、そだて、磨き上げ、活かすことで、“まちの固有の魅力”をより一層高めます。

⑥日常・非日常で魅力や発見にあふれ、人が集まる環境をつくる

神戸は、住んでいる人は日々の生活のなかで新しい刺激を、訪れた人は初めて見る風景にどこか懐かしさを感じる、日常と非日常が交わり続けるまちです。まちなかのさまざまな場所で、居心地のよい空間をつくることや思わず足を止めたくなるようなイベントを催すことなどで、“多彩な表情を見せるまち”を育んでいきます。

⑦自然と都市が循環・再生することで、暮らしにゆとりや潤いを感じる環境をつくる

神戸は、市街地のすぐ近くに山や海、里山・農村などの豊かな自然が広がっており、さまざまな恵みを享受しながら共存しています。この豊かな自然をまもり、そだて、また、都市との循環を生み出すことで、日々の暮らしにゆとりや潤いをもたらします。

⑧激甚化・頻発化する災害に強くしなやかに備える

神戸には、これまでさまざまな災害に見舞われ、そのたび乗り越えてきた力強さがあります。その経験を活かして、市民や事業者、行政が力を合わせて、日頃からいざというときの備えを進めることで、あらゆる人々にとって安全・安心な暮らしを実現します。

1-2 目指す都市構造

神戸の持つ地理的特性や、これまでの都市づくりの歴史を踏まえ、神戸全体の都市空間の骨組みとなる「都市構造」として、「ゾーン」、「拠点とネットワーク」、「エリア」、「わがまち空間」を位置付け、将来にわたって持続可能な都市づくりを進めます。

(1) 神戸の特徴を踏まえた「3つのゾーン」

神戸市は、神戸港を中心として市街地が発展し、郊外には鉄道などの公共交通を軸に計画的な市街地が、その周辺には森林や里山・農村が広がっています。

このようなまちの成り立ちや地理的特性を踏まえ、市域を「都心」「既成市街地・ニュータウン」「森林・里山」の3つのゾーンに大別します。

「都心」では、神戸空港の国際化や都心・三宮の再整備などを推進力に、都市の国際競争力を強化し、周辺都市を含む圏域全体の発展を牽引するよう、業務・商業機能、文化・交流機能、研究機能、防災機能などの多様な都市機能を集積させます。

「既成市街地」は、新旧のまちなみが織りなす多彩な個性に磨きをかけ、価値観が多様化していくこれからも選ばれるまちとなるよう、住む魅力・働く魅力・訪れる魅力を高めます。また、郊外の「ニュータウン」などは、これまで築きあげてきたインフラを活用しながら、駅周辺の利便性、産業団地や森林・里山との近接性を活かし、幅広い世代が多様なライフスタイルに合わせて暮らしやすく働きやすい環境を充実させます。

「森林」は、適切な森林整備と森林資源の有効活用を進め、自然の再生と都市との循環を促進します。また、「里山」は、良好な営農環境・生活環境・自然環境を維持・活用し、市街地との距離が近い神戸ならではの里山暮らしを促進します。

それぞれのゾーンが個性を研ぎ澄ませて成長し、他のゾーンと関わりあいながら、成長を高めあうことで、神戸市全体、ひいては周辺の都市も含めた圏域の相乗的な発展（シナジーの発揮）を目指します。

(2) 都市の骨格を形成する「拠点とネットワーク」

・多様な都市機能の集積を図る拠点

三宮駅周辺を「都心核」と位置付け、神戸の象徴となる新たな駅前空間を創出すると共に、業務・商業機能、文化・交流機能、防災機能などの都市機能を高度に集積します。新神戸・元町・神戸駅周辺や港・空港周辺を「都心拠点」と位置付け、多様な都市機能の集積を進めます。

また、地域の都市活動や文化活動を支える駅周辺を「地域拠点」と位置付け、商業・業務機能、文化・交流機能、住機能などの充実を進めます。

・陸・海・空の総合的な交通ネットワーク

市内外や世界との人・物・技術・情報の交流を促進するため、広域的な道路や、陸・海・空の玄関口である三宮・新神戸・神戸港・神戸空港の機能強化を図ると共に、これらと有機的に連携した都市内の道路ネットワークや公共交通ネットワークの形成・維持・充実を進めます。

(3) 都市の競争力や魅力を高める「エリア」

・都市に活力をもたらす産業・物流・知識創造のエリア

製造業・物流業などの基幹産業が集積する臨海部や内陸産業団地周辺、国際コンテナ戦略港湾である神戸港、大学や研究機関が集積するポートアイランドなどを、神戸経済を支える「産業・物流・知識創造のエリア」と位置付け、神戸の強みである港湾機能や充実した交通ネットワークを活かし、更なる企業などの集積やイノベーションの創出を進めます。

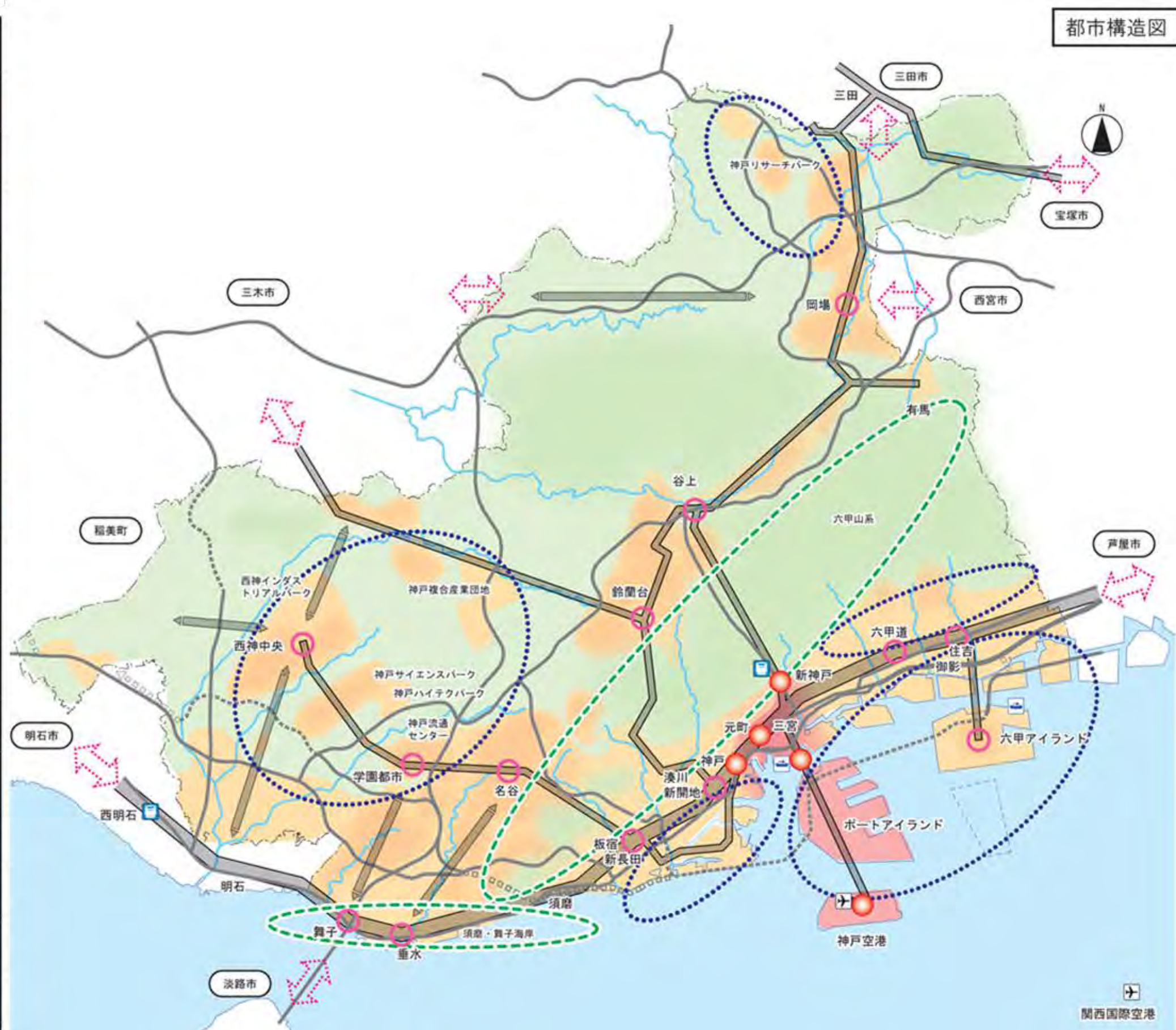
・都市のシンボルとなる自然のエリア

神戸の都市のシンボルとなっている六甲山系や須磨～舞子海岸を「自然のエリア」と位置付け、豊かな自然環境や景観を保全・育成すると共に、緑や海辺が持つ多様な機能を活用した魅力的な空間づくりを推進します。

(4) 質の高い多様な「わがまち空間」

神戸は、人情味あふれる下町や公園・緑が充実したニュータウンなど、さまざまな個性を持つまちで都市空間が構成されています。日常生活において、わがまちと認識できる身近な範囲を「わがまち空間」と位置付け、それぞれのまちに関係するさまざまな関係者が連携し、住環境や交通環境などの充実に取り組むと共に、それぞれのまちが持つ特徴や個性を研ぎ澄ませて、質の高い多様な「わがまち空間」をつくります。このような「わがまち空間」が相互に関わりあいながら連なることで、多彩な魅力を持った都市空間を構築します。

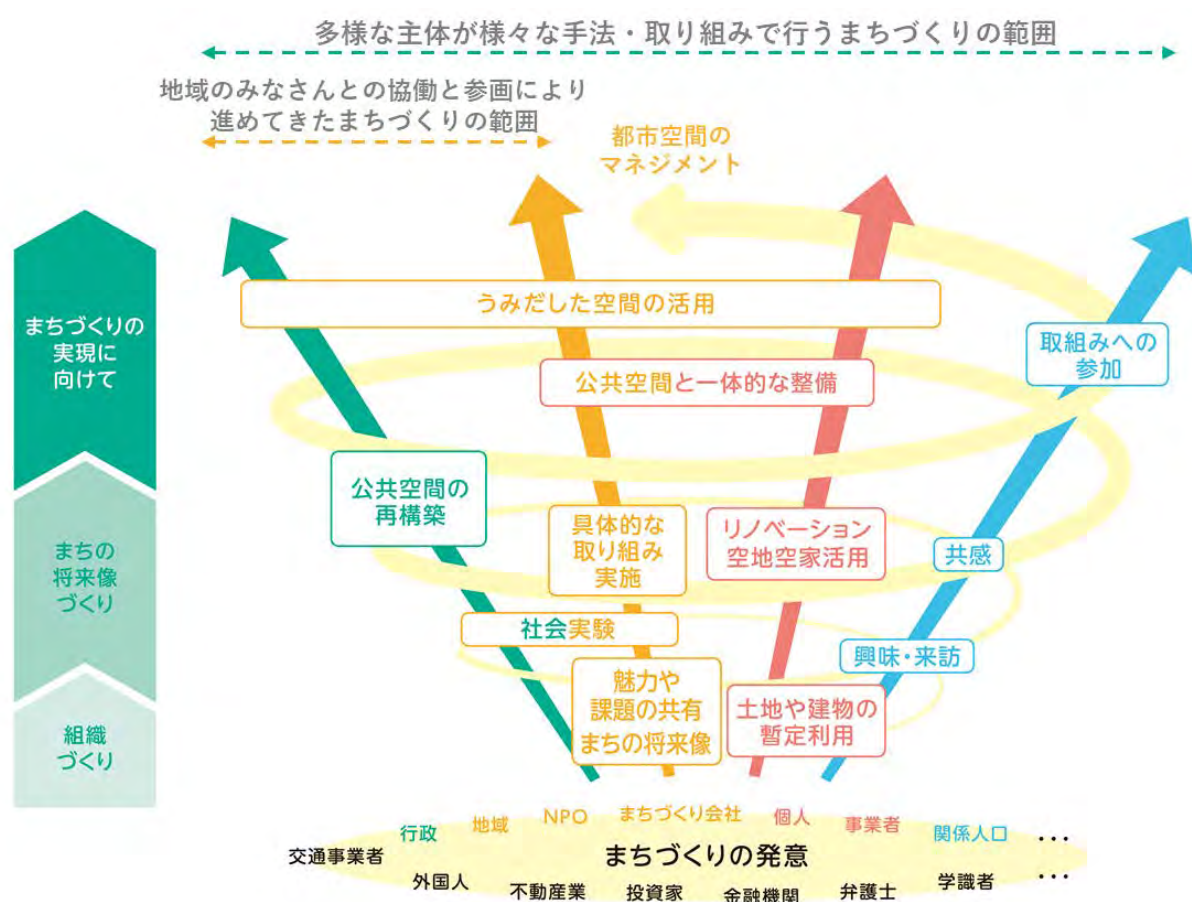
凡 例			
ゾ ー ン	都心		
	既成市街地・ニュータウン		
	森林・里山		
拠 点	都心核		
	都心拠点		
	地域拠点		
エ リ ア	産業・物流・知識創造 のエリア		
	自然のエリア		
交 通 ネ ッ ト ワ ー ク	公 共 交 通	広域公共交通（鉄道）	
		主要公共交通（バス）	
	フェリー・客船など		
	空港		
	新幹線		
	広 域 圏 幹 線 道 路	供用中	
		事業中	
		計画	
構想			



1-3 実現に向けて

神戸市では、地域の皆さんと行政との「協働と参画」により、よりよい住環境への改善や魅力的なまちなみの誘導など、それぞれの地域の特徴を活かしたまちづくりを進めています。阪神・淡路大震災からの復興のなかでも、この「協働と参画」のまちづくりが大きな役割を果たしました。

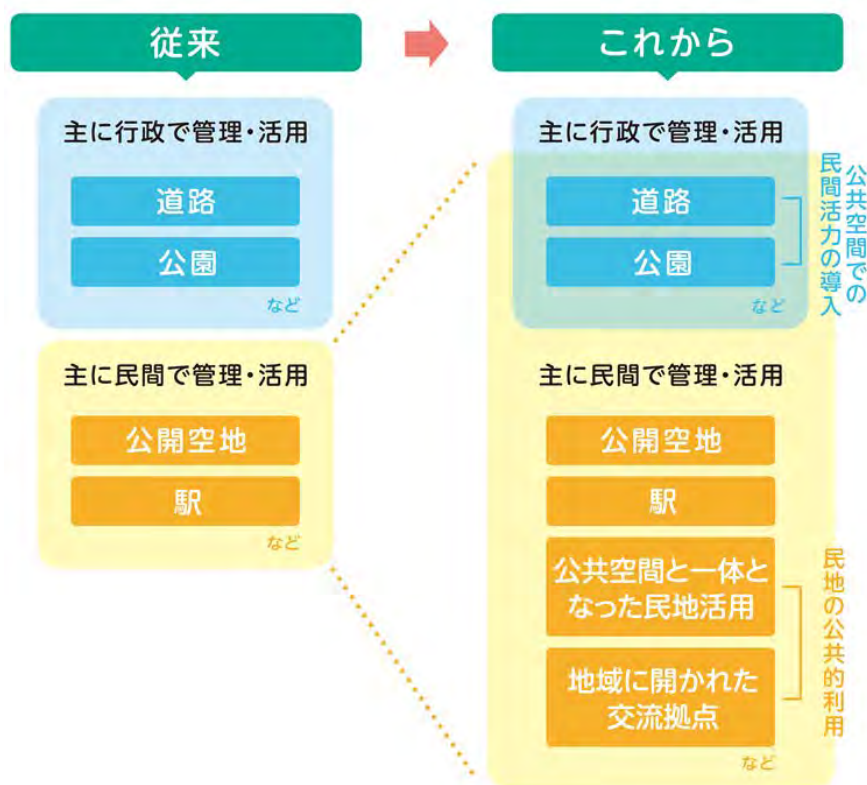
これからは、都市空間をマネジメントするという視点から、「協働と参画」のまちづくりをさらに進展させ、暮らす人・働く人・訪れる人・事業者・行政など多様な主体が参画し、さまざまなきっかけややりかたで、それぞれが主体的にできることから取り組み、それらを組み合わせることで、多様な価値観を包摂する持続可能なまちづくりを進めていきます。



図：多様な主体が参画するまちづくりの進め方のイメージ

[既存ストックの利活用]

道路や公園、広場などを活動しやすく居心地がよい魅力ある空間にすることや、空き家・空き地、民地のオープンスペースなどをまちに新たな彩りを生み出す空間にすることなど、既存ストックを柔軟に利活用したまちづくりに、官・民が連携して取り組んでいきます。



図：既存ストックを柔軟に利活用したまちづくり

[まちづくり DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進]

AI やビッグデータなどのデジタル技術を活用し、市民のニーズや社会経済情勢の変化を的確に捉えることで、戦略的に施策を立案していきます。

また、都市に関するデータの蓄積・オープン化によって、地域が主導となる社会課題解決や、他の分野との連携による新しい価値の創出など、市民や事業者など、多様な関係者による新しい取り組みを促進するなど、まちづくり DX を推進します。

第2章 区域区分の決定の方針

2-1 区域区分の決定の有無

優良な農地が多く残る里山・農村や、六甲山系をはじめとする自然環境が豊かな森林を計画的に保全・育成し、秩序あるまちづくりを進めるため、神戸都市計画区域において市街化区域と市街化調整区域の区域区分を定めます。

2-2 区域区分の方針

(1) 市街化区域に配分されるべきおおむねの人口

神戸都市計画区域のおおむねの人口を次の通り想定します。

区 分	令和2年	令和17年
都市計画区域内人口	1,527千人	おおむね1,368千人
市街化区域内人口	1,502千人	おおむね1,352千人

なお、令和17年の市街化区域内人口は、保留する人口を含むものとします。

(2) 産業の規模

神戸都市計画区域の産業の規模を次の通り想定します。

区 分	令和2年	令和17年
製造品出荷額など	34,090億円	41,677億円
商品販売額	61,634億円	65,906億円

(3) 市街化区域のおおむねの規模

神戸都市計画区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況および動向並びに計画的市街地整備の見通しを勘案し、市街化区域のおおむねの規模を次の通り想定します。

区 分	令和2年	令和17年
市街化区域面積	おおむね20,395ha	おおむね20,333ha

(注) 市街化区域面積は、保留フレームに対応する市街化区域面積を含まない。

(4) 区域区分の変更の方針

①市街化調整区域への編入

農地や山林などの自然と調和したゆとりある土地利用を行う区域、市街地に隣接した山林などで自然環境の保護や都市の防災性の向上を図ることが望ましい区域は、市街化調整区域に編入します。

また、計画的なまちづくりに時間を要し、市街化区域のままでは無秩序な開発が進む恐れがある区域は、暫定的に市街化調整区域（以下「暫定市街化調整区域」という。）に編入します。具体的には、北区山田町原野地区を引き続き暫定市街化調整区域に位置付けます。

②市街化区域への編入

人口減少や少子高齢化の進行などの社会経済情勢の変化を踏まえ、環境への負荷を軽減しながら都市の持続的な発展を維持し、活力があり、快適で暮らしやすい都市空間の形成を目指すため、原則として住宅開発などによる市街化区域の拡大を抑制します。

本マスタープランなどに位置付けがあるなど、事業の妥当性が認められ、計画的なまちづくりの実施が確実と認められる区域は、農林漁業などとの調整を図った上で市街化区域に編入します。ただし、まちづくりの実現に時間を要する区域は、特定保留区域に位置付けます。具体的には、主に住宅市街地として整備を図る垂水区多聞町小束山地区と、回遊性の向上やにぎわい施設の導入など複合的な機能の整備を図る中央区波止場町地区を、特定保留区域に位置付けます。

暫定市街化調整区域および特定保留区域については、計画的なまちづくりの実現が確実になった段階で、農林漁業などとの調整を図った上で市街化区域に編入します。

第3章 都市づくりの方針

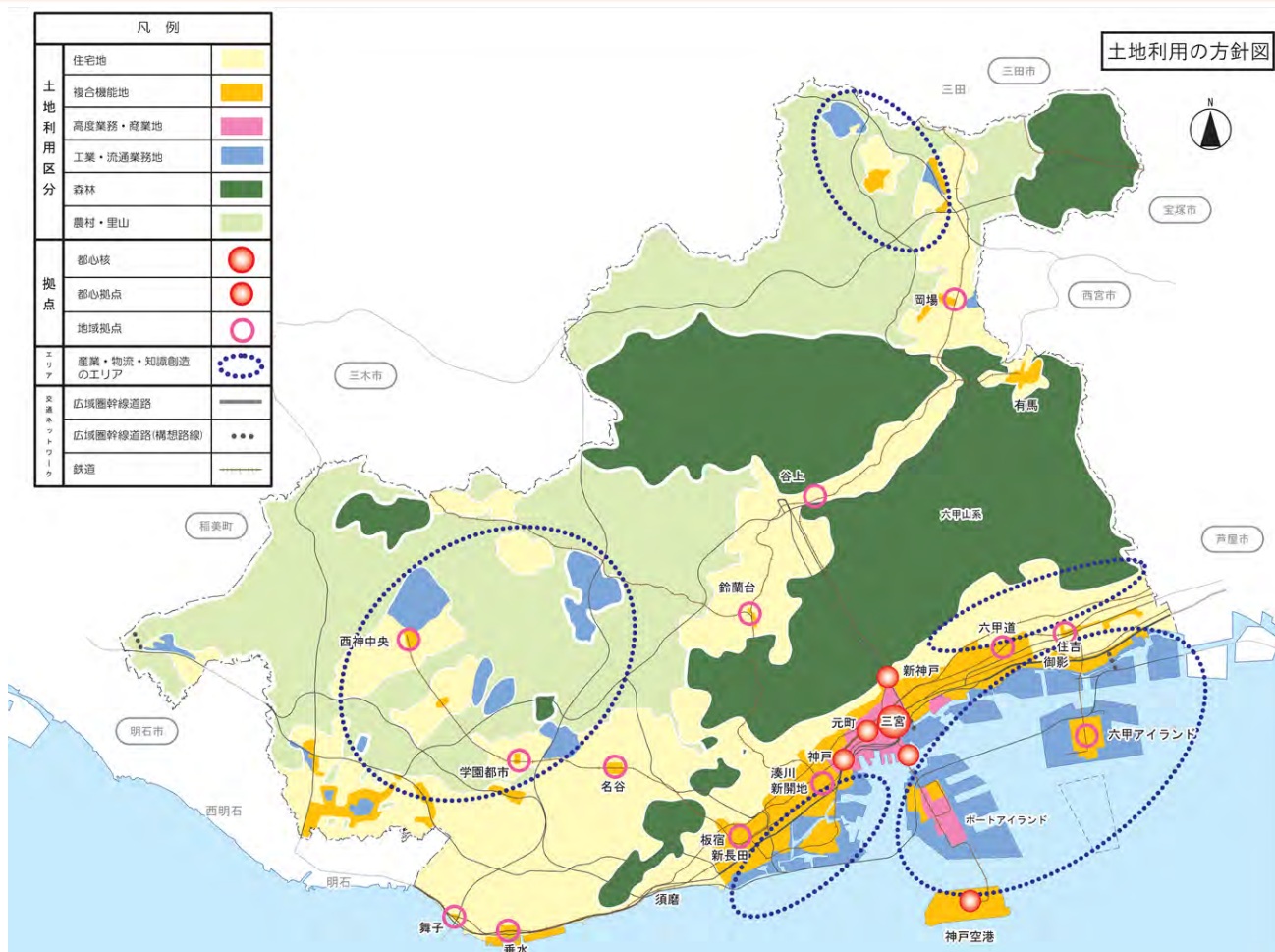
3-1 土地利用に関する方針

(1)市街化区域の土地利用

- ・住宅地では、一人ひとりにあった“暮らしやすさ”を実現するため、ライフステージや価値観に合わせた多様な住まいや働く場、生活に必要な身近なサービス機能、交流の場などを誘導します。
- ・三宮周辺では居住機能を抑制し、都心部と郊外などでのバランスのとれた住宅の供給を誘導します。
- ・主要な鉄道駅周辺などの複合機能地では、住機能、商業・業務機能、行政機能、文化・教育環境など、多様な都市機能の充実を進めます。
- ・三宮周辺やウォーターフロント、ポートアイランドなどの高度業務・商業地では、圏域全体の発展を牽引する業務・商業機能の高度な集積を進めます。
- ・臨海部や内陸部の産業団地などの工業・流通業務地では、人・物・技術・情報が集積する環境をつくり、既存の産業の発展や新産業の育成、それによる働く場の創出などにより、神戸経済を牽引するエリアを形成します。

(2)市街化調整区域の土地利用

- ・自然環境の保全・育成を図ると共に、農村環境など地域特性を活かした秩序ある土地利用を誘導します。里山・農村では、豊かな自然や農地に囲まれながら都市的で便利な生活ができる神戸ならではの「里山暮らし」を促進します。六甲山系においては、遊休施設などを利活用した観光・業務機能などを誘導します。



（１）市街化区域の土地利用

市街化区域では、「住宅地」「複合機能地」「高度業務・商業地」「工業・流通業務地」に区分し、きめ細やかに土地利用を誘導することにより、都市機能の維持・強化を目指します。

ア 住宅地

戸建住宅や共同住宅などの住宅を主体とする市街地を「住宅地」として位置付けます。

住宅地では、子育て世代から高齢者まであらゆる人々が快適に住み続けられる住環境を目指し、それぞれの地域の特性に応じて、きめ細やかに建築物の高さや規模、用途などを誘導すると共に、緑化を促進し、緑豊かなまちなみを形成します。

特に、良好な既存ストックの活用や居住ニーズに対応した住宅の供給、働きながら子育てができる環境づくり、生活に必要な身近なサービス機能やアクセス機能の確保・充実、交流の場づくりを誘導し、それぞれの地域の魅力を高めていきます。

さらに、住宅地に残る身近な農地については、計画的な保全を図り、農業と調和したゆとりある良好な都市環境を形成します。

イ 複合機能地

六甲山系南側の鉄道・幹線道路沿いや、郊外の主要な鉄道駅の周辺などで、住機能をはじめ商業・業務機能、行政機能、文化・教育機能、産業機能などのさまざまな都市機能が集積している市街地を「複合機能地」として位置付けます。

複合機能地では、地域の魅力や活力、利便性の向上を図るため、多様な都市機能を強化すると共に、地域の特性に応じてきめ細やかに土地利用を誘導します。

六甲山系南側の鉄道・幹線道路沿いでは、商店街や地場産業と連携したまちづくりや、商業・業務機能、文化・教育機能などの集積を進めます。

「地域拠点」である鉄道駅周辺などでは、商業・業務機能、住機能、行政機能の充実や、文化・子育て環境の充実、にぎわいの創出に取り組みます。これに加え、隣接市との連携機能を有する駅周辺では、ターミナル機能の強化を図ります。

住宅・店舗・工場などが共存している地域では、工場などの操業環境を守りながら住宅などの適切な立地を誘導し、住宅・商業・工業の調和のとれた市街地を形成します。

神戸空港島では、空港の国際化を契機に、成長・先端産業の集積や、さまざまな来訪者を受け入れる、魅力的でにぎわいのある土地利用を図ります。

ウ 高度業務・商業地

神戸の中心地で、多くの公共交通機関が集まり、業務・商業機能、文化・交流機能、行政機能など多様な都市機能が高度に集積している三宮周辺・ウォーターフロントや、医療産業など戦略産業が集積しているポートアイランドなどを「高度業務・商業地」として位置付けます。

三宮周辺では、多様な都市機能と居住機能とのバランスのとれた魅力と活気あふれる都心づくりに向けて、居住機能を一定抑制し、民間事業による都市機能の集積を誘導します。また、ウォーターフロントでは、海辺と一体となった新たなにぎわい空間の創出に向けて、

戦略的に土地利用を誘導します。

ポートアイランドでは、神戸医療産業都市の推進などにより、ライフサイエンス分野などの企業・研究機関などが国内外から集積・交流する知的創造の場を形成します。

また、都市機能の集積・更新を図るため、税制優遇などによる企業誘致や、都市再生特別地区・高度利用地区などによる土地の高度利用など、さまざまな制度の活用を進めると共に、社会経済情勢や市民ニーズの変化を踏まえた柔軟な土地利用の見直しを行います。

エ 工業・流通業務地

製造業・物流業などの基幹産業が集積する臨海部や内陸部産業団地周辺、国際コンテナ戦略港湾である神戸港などを、「工業・流通業務地」として位置付けます。

工業・流通業務地では、神戸空港の国際化や広域圏幹線道路の整備などの契機を活かして、更なる産業集積と機能強化を図り、神戸に活力をもたらす都市空間を形成します。

臨海部では、産業構造の変化にも対応できる工業・流通業務地として、機能強化を進めます。

内陸部産業団地周辺では、充実した交通ネットワークなどを活かして、更なる産業機能の集積を進めます。

さらに、事業者のニーズを的確に把握しながら、IT、航空・宇宙、医療、新エネルギーなど成長期待分野の産業集積に、戦略的に取り組んでいきます。

(2) 市街化調整区域の土地利用

市街化調整区域では、「森林」「里山・農村」に区分し、市街化を抑制し、緑豊かな自然環境の保全・育成を図ると共に、農村環境など地域特性を活かした秩序ある土地利用を誘導します。また、それらの環境との調和を図りながら、高速道路のインターチェンジ周辺での物流施設の立地制限の緩和や、圏域の都市機能を維持するための隣接市町と連携した機能配置など、社会経済情勢の変化を踏まえた土地利用を誘導します。

「森林」では、自然環境・景観に優れた六甲山系や帝釈山地、雄岡山・雌岡山周辺などの都市の骨格を形成する貴重な緑地について、「緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例」に基づき、みどりの聖域として、良好な緑地環境や風致の保全・育成を図ります。特に大都市近郊にありながら豊かな自然が保全されている六甲山系においては、森林整備などを進めることで防災機能の強化を図りつつ、六甲山の魅力を活かし、遊休施設などを利活用した観光機能・都市型創造産業の誘導や、公共交通の利用促進を図ります。

「里山・農村」では、人と自然とが共生する農村地域の活性化を図るため、「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例」に基づき、協働と参画による里づくりをさらに進めます。豊かな自然や農地に囲まれながら都市的で便利な生活ができる神戸ならではの「里山暮らし」を促すため、茅葺き民家などの地域資源や、空き家・耕作放棄地などを活用し、移住や起業、農家レストラン・カフェなどの立地をしやすい環境づくりを進めます。

3-2 居住・都市機能に関する方針

50年先も心地よく健やかに住み続けられるまちの実現

人口減少に対応し、安全・安心・快適に住み続けられる持続可能なまちの実現に向け、現在のコンパクトな都市構造を活かしながら、市民・事業者・行政が一体となってまちづくりを進めます。

(1) 居住に関する方針

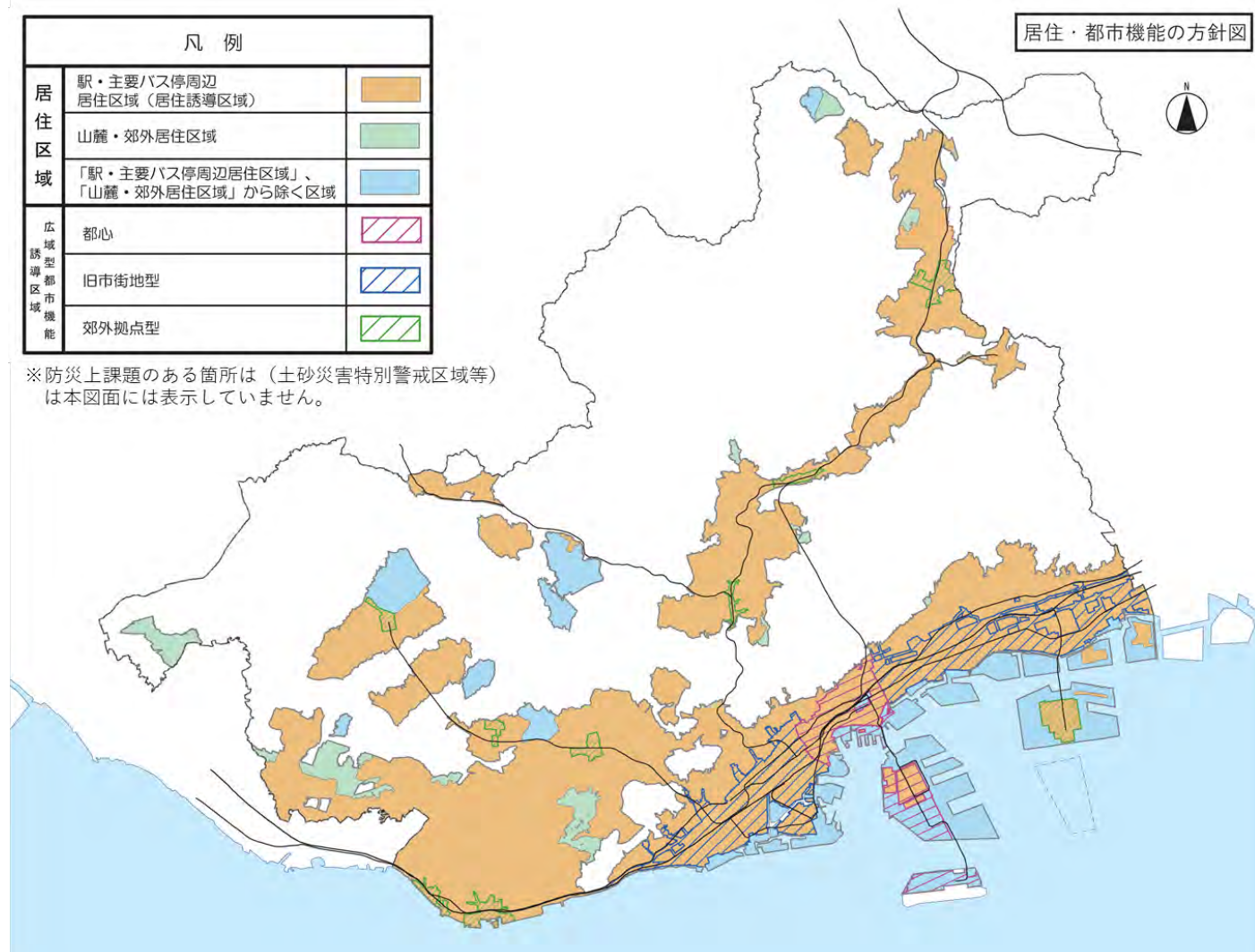
・市街化区域を「駅・主要バス停周辺区域」「山麓・郊外居住区域」に分け、それぞれの特性に応じた取り組みを進めていきます。

(2) 都市機能に関する方針

・広い範囲をサービスの対象とする広域型都市機能を、都心核・都心拠点・地域拠点などの周辺に誘導し、維持・充実・強化します。

(3) 取り組みの方針

・「コンパクト・プラス・ネットワーク」「さまざまな分野との連携」の観点で取り組みを進めていきます。



(1) 居住に関する方針

神戸市は、これまでも鉄道駅を中心に生活利便施設などが立地し、その周辺に住宅地が広がるコンパクトな都市構造を構成し、安全・安心・快適に住み続けられるまちづくりを進めてきました。これからも、この都市構造を活かしながらかちづくりを進めていくため、次の区域を設定し、以下のような取り組みを進めます。

ア 市街化区域

■ 駅・主要バス停周辺居住区域

- ・まちづくりの骨格となる鉄道駅に徒歩でアクセスできる区域および鉄道を補完する交通利便性の高いバス停周辺区域を「駅・主要バス停周辺居住区域」として定め、一定の人口規模と密度を維持します。
- ・拠点となる駅を中心に、隣接する駅や主要なバス停と連携し、さまざまな都市機能を維持・充実させます。

■ 山麓・郊外居住区域

- ・鉄道駅や主要なバス停から離れており、都市のスポンジ化に伴うリスクが大きいと想定される区域を「山麓・郊外居住区域」として定め、人口が減少するなかでも良好な住環境を形成します。
- ・駅へのアクセス機能や生活に必要な身近な機能を確保します。

《区域設定の基準》

「駅・主要バス停周辺居住区域」 「山麓・郊外居住区域」	・鉄道駅（隣接市の鉄道駅も対象）からおおむね 1600m の経路が届く範囲と、片方向運行本数が 1 日あたり約 100 本以上のバス停からおおむね 500m の経路が届く範囲を基本とし、町丁目や開発事業区域、地形地物などを考慮して、「駅・主要バス停周辺居住区域※」とします。 ・その他を「山麓・郊外居住区域」とします。
「駅・主要バス停周辺居住区域」「山麓・郊外居住区域」から原則として除く区域	i) 保安林、保安林予定森林 ii) 工業専用地域、臨港地区、流通業務地区 iii) ポートアイランド（第 2 期）および神戸空港島 iv) 特別用途地区（都心機能誘導地区）「都心機能高度集積地区」

※「駅・主要バス停周辺居住区域」は、都市再生特別措置法第 81 条第 2 項第 2 号に規定される立地適正化計画の「居住誘導区域」とします。

イ 市街化調整区域

市街化調整区域においては、市街化区域と連携を図りながら、以下のような取り組みを進めます。

- ・協働と参画による里づくり
- ・豊かな自然や農地に囲まれながらも都市的で便利な生活もできる神戸ならではの「里山暮らし」

ウ 防災上課題のある箇所

市全体において、都市計画運用指針において「原則として居住誘導区域に含まない」とされている「土砂災害特別警戒区域」「地すべり防止区域（概成済の箇所を除く）※」「急傾斜地崩壊危険区域（対策済の箇所を除く）※」を「防災上課題のある箇所」として設定します。

「防災上課題のある箇所」は、場所に関わらず、「駅・主要バス停周辺居住区域」「山麓・郊外居住区域」から除くと共に、立地適正化計画における「居住誘導区域外」とします。防災工事による対策あるいは安全な地域への移転を促進し、自然災害から市民の命を守る取り組みを進めます。

なお、「土砂災害警戒区域」や「洪水や津波による浸水想定区域」については、今後とも市民の命を守る取り組みの充実を図っていきますが、現在実施している対策を総合的に勘案し、現時点では「防災上課題のある箇所」に設定しないこととします。

※ 地すべり防止区域（地すべり等防止法 第3条）

地すべり及びばた山の崩壊による被害を除去し、又は軽減するため、地すべり及びばた山の崩壊を防止し、もって国土の保全と民生の安定に資することを目的として定められた区域です。

※ 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 第3条）

急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じ、もって民生の安定と国土の保全に資することを目的として定められた区域です。

（２）都市機能に関する方針

ア 広域型都市機能誘導区域※の方針

区役所や図書館、百貨店などの「多くの人アクセスしやすい駅周辺に立地することが望ましい施設」や、MICE 機能※などの「神戸市のリーディングエリアを形成するために必要な施設」といった、広い範囲をサービスの対象とする都市機能（以下、「広域型都市機能」）を維持・充実・強化させるために、都心核・都心拠点・地域拠点などの周辺に誘導することを基本とします。

■都心

- ・市内だけでなく市外からの来街者なども広く対象とした、業務・商業機能、文化・交流機能、研究機能、防災機能などあらゆる機能の強化を図ります。
- ・企業・研究機関・大学の知的人財が国内外から集積・交流する知識創造の場を形成します。

■旧市街地型

- ・多くの駅が集積し、面的に広がる六甲山系南側の既成市街地において、商業・業務機能、文化・教育・観光機能などさまざまな機能の維持・充実を図ります。

■郊外拠点型

- ・郊外の拠点において、商業・業務機能、文化機能や交通結節機能、隣接市など広域を対象としたターミナル機能などの維持・充実を図ります。

※「広域型都市機能誘導区域」の各区域は、都市再生特別措置法第81条第2項第3号に規定される立地適正化計画の「都市機能誘導区域」とします。

※ MICE とは、企業などの会議（Meeting）、企業などの行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会などが行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称です。（観光庁HPより抜粋）

《区域設定の基準》

	都心	旧市街地型	郊外拠点型
対象駅	新神戸、三宮、元町、神戸周辺、ポートアイランド、神戸空港	六甲山系南側の既成市街地、住吉、御影、六甲道、湊川、新開地、板宿、新長田周辺など	六甲アイランド、鈴蘭台、名谷、学園都市、垂水、舞子、西神中央、岡場、谷上
広域型都市機能誘導区域	拠点などにある鉄道駅からおおむね 800m の経路が届く範囲を基本とし、町丁目や地形地物などを考慮して、「広域型都市機能誘導区域」とします。		
広域型都市機能誘導区域から原則として除く区域	i) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、工業専用地域 ii) 臨港地区、流通業務地区 iii) 保安林、保安林予定森林 iv) 防災上課題のある個所		

イ 施設の配置

広域型都市機能の中から、現状の施設の立地状況や施設整備に関する施策などを踏まえて「広域型都市機能誘導施設」として位置付けます。

《広域型都市機能誘導施設》

機能分類	施設	定義
行政機能	県庁	本庁舎、総合・集合庁舎など、県庁の用に供する施設
	市役所	市役所の用に供する施設
	区役所	区役所の用に供する施設
教育・文化機能	大・中規模ホール	おおむね700席数以上を有するホール
	県民会館、区民センターなど	市民の文化の向上、福祉の増進および余暇の活用を図ることを目的とした、おおむね300席以上のホールを有する県・市の施設
	図書館	神戸市が所有する図書館
MICE機能	大規模 MICE 施設	MICE開催を主目的とした、おおむね3000人以上を収容する機能を有する施設
交通結節機能	バスターミナル	拠点などにある鉄道駅に隣接し、拠点性の向上や隣接市・他都市との連携に必要なバスターミナル

※「広域型都市機能誘導施設」は、都市再生特別措置法第 81 条第 2 項第 3 号に基づく「都市機能増進施設（誘導施設）」となります。

※「大・中規模ホール」「大規模 MICE 施設」は、「都心広域型都市機能誘導区域」のみ位置付け。

また、「広域型都市機能誘導施設」としては位置付けませんが、「広域型都市機能誘導区域内に立地することが望ましい施設」として拠点の形成に寄与する施設を示します。

《広域型都市機能誘導区域に立地することが望ましい施設》

機能分類	施設	
商業機能	百貨店 総合スーパーなど	延床面積が3,000㎡以上
	オフィスビル	延床面積が3,000㎡以上
業務機能	医療産業都市の推進に係る施設	先端医療技術の研究開発拠点となる研究機関・病院・医療関連企業など（ポートアイランド）
医療機能	地域医療支援病院	医療法第4条第1項に基づく地域医療支援病院の承認を受けている病院

一方、子育て支援機能などの「生活に必要な身近な機能」は、広域型都市機能誘導区域の内外にかかわらず必要だと考えており、機能の確保・充実に努めます。

（３）取り組みの方針

①取り組みの全体方針

50年先も心地よく健やかに住み続けられるまちを目指し、「コンパクト・プラス・ネットワーク」「さまざまな分野との連携」といった観点で取り組みを進めていきます。

ア コンパクト・プラス・ネットワーク

「コンパクト・プラス・ネットワーク」は施策の基盤となるものです。以下に示す都市計画、および交通計画の視点を踏まえ、施策を推進していきます。

＜都市計画の視点＞ 「コンパクト」

○人口減少や多様なライフスタイルに対応した都市計画制度などの適切な運用

原則として住宅開発などによる市街化区域の拡大を抑制し、良好な既存ストックを有効に活用します。

○広域型都市機能の維持・充実・強化

広い範囲をサービスの対象とする広域型都市機能を、都心核・都心拠点・地域拠点などの周辺に誘導します。

＜交通計画の視点＞ 「ネットワーク」

○便利で快適・効率的な人と物の移動環境の確保

市域を越える交通ネットワークと連携を図りながら、総合的な交通環境の形成を目指し、鉄道やバスなどの公共交通を中心とした交通ネットワークの維持・形成を推進します。

イ さまざまな分野との連携

都市計画だけでなく住宅、公共施設、医療・福祉、子育て、教育などまちづくりに関するさまざまな分野と連携を図りながら施策を推進します。

市街化区域においては、地域の課題に応じて「生活関連サービスの確保」「良好な地域

コミュニティの維持」「安定した雇用の創出・子育て環境の向上」など関連する施策を推進します。

市街化調整区域においては市街化区域と「連携」しながら施策を推進し、防災上課題のある箇所についても市民の命を守るための施策に取り組みます。

②山麓・郊外居住区域、駅・主要バス停周辺居住区域の取り組み

ア 山麓・郊外居住区域

取り組みの全体方針に基づき、人口が減少するなかでも良好な住環境を形成し、駅へのアクセス機能や生活に必要な身近な機能を確保することで、まちの荒廃のリスクを減らします。

特に、今後さまざまな課題が顕在化すると思われるため、「山麓・郊外居住区域」に対して重点的に取り組むこととします。

イ 駅・主要バス停周辺居住区域

取り組みの全体方針に基づき、多様なライフスタイルに応じた居住空間を提供し、一定の人口規模と密度を維持し、まちの骨格となる鉄道駅を中心にさまざまな機能が保たれるようにします。

③広域型都市機能誘導区域の取り組み

広域型都市機能誘導施設の誘導施策や、広域型都市機能誘導区域のそれぞれの区域の方針に沿った拠点の形成に資する施策など、ハード・ソフトの両面において官民連携で幅広く取り組むことで、広域型都市機能を維持・充実・強化させます。また、時代のニーズの変化も踏まえながら、引き続きさらなる検討も進めます。

3-3 都市交通に関する方針

(1)市内外や世界との交流を促進する交通環境の形成

・市内外や世界の人々との交流を促進するため、三宮や新神戸、神戸港、神戸空港など陸・海・空の玄関口の機能強化や、海、まち、山をつなぐ南北交通軸の機能強化を進めます。

(2)共創の取り組みによる持続可能な交通環境の形成

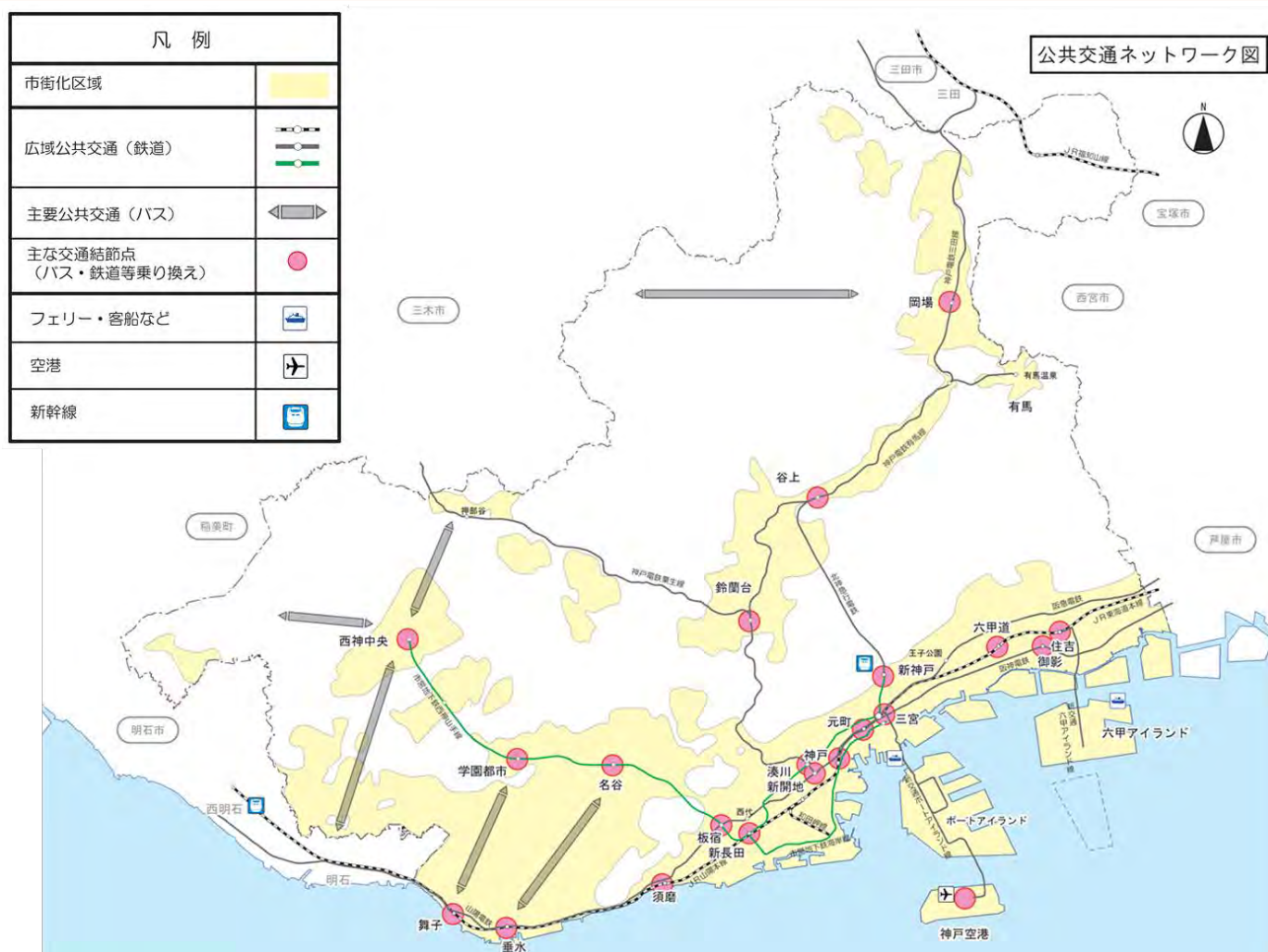
・使う人や場所に応じた快適な移動を実現するため、地域特性に応じた持続可能な公共交通ネットワークの形成や、駅・バス停周辺の交通結節機能の強化、誰もが利用しやすい交通環境の形成を進めます。

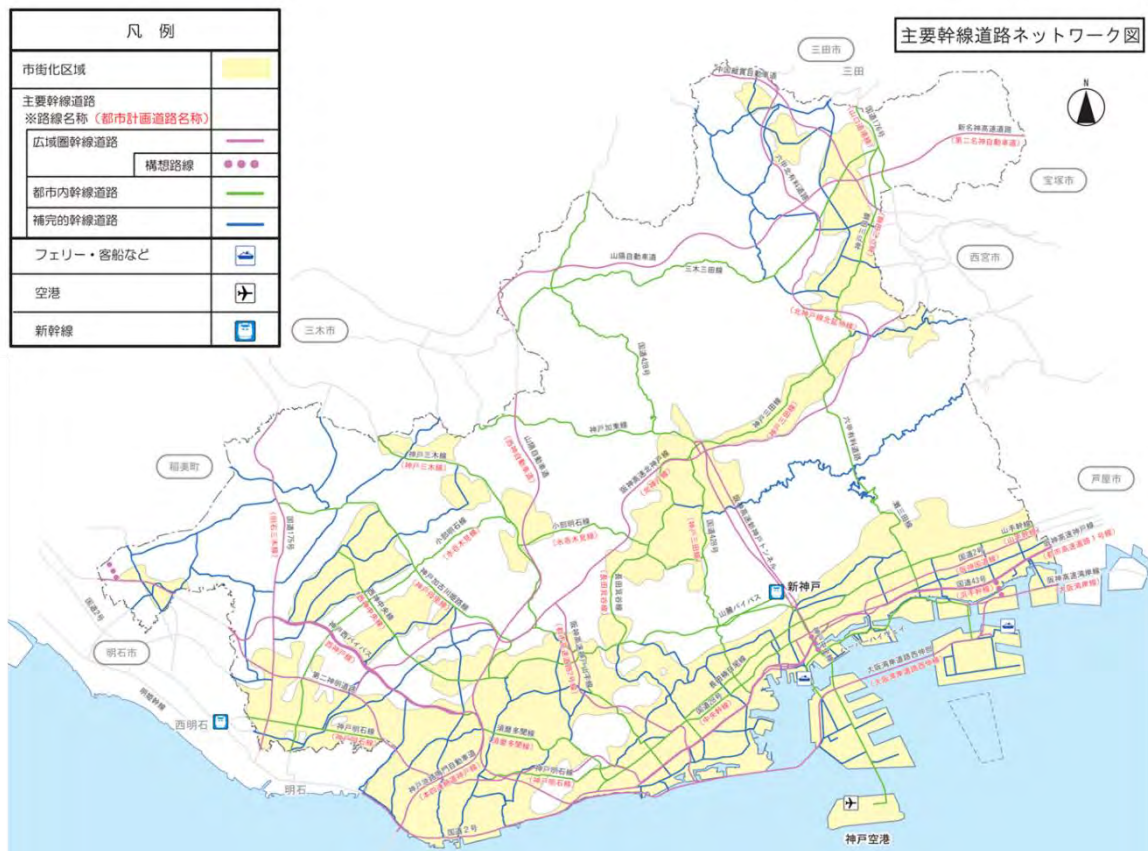
(3)都市・地域間の人・物・技術・情報の交流を促進する道路環境の形成

・都市・地域間の移動や交流を促進するため、主要幹線道路ネットワークの形成を進めると共に、渋滞対策や自転車走行空間の整備などによる快適な道路環境の形成に取り組みます。

(4)人と公共交通が中心の都心の交通環境の形成

・都心の回遊性を高め、にぎわいや活力を生み出すため、駅とまちをつなぎ、神戸の玄関口にふさわしい空間「えきまち空間」を創出すると共に、多様な交通手段の導入や魅力的な道路環境の利活用を推進することで、人と公共交通が中心の、居心地がよく歩きたくなる交通環境の形成を進めます。





(1) 市内外や世界との交流を促進する交通環境の形成

①広域的な交通拠点の機能強化

市内外や世界との円滑な交流を促進するため、陸・海・空の玄関口である三宮・新神戸・神戸港・神戸空港について、乗り換え利便性の向上や、玄関口にふさわしい空間づくりなど、広域的な交通拠点としての機能強化を図ります。

②「海、まち、山」をつなぐ交通軸の機能強化

海、まち、山が共存する神戸の特性を活かし、都心内や自然のエリアを快適に巡れるよう、陸・海・空の玄関口を結ぶアクセス機能の強化と共に、六甲山上へつなぐ南北交通軸や山上の交通機能の強化を図ります。

(2) 共創の取り組みによる持続可能な交通環境の形成

①持続可能な公共交通ネットワークの形成

鉄道網を基幹交通とし、バス路線が補完(フィーダー)する役割分担を基本としつつ、地域特性に応じた持続可能な公共交通ネットワークの形成を図ります。

地域の需要を踏まえ、バス路線や車両の適正化を図ると共に、交通が不便な地域においては、地域・事業者と協働して、地域コミュニティ交通の導入や、地域の輸送資源の活用など、多様な交通手段を検討することで、地域の足を確保していきます。

②駅やバス停周辺の交通結節機能の強化

駅周辺のリノベーションにより、交通結節機能の強化や駅前空間の高質化などに取り組みます。

また、自動車や自転車などで駅やバス停にアクセスしやすい交通環境の形成や、バス停の待合環境の充実を図ります。

③誰もが使いやすい交通環境の形成

安全・安心で誰もが利用しやすい交通環境や交通サービスの実現に向けた取り組みや、自動車から公共交通への利用転換など、環境に配慮した取り組みを推進します。

また、新たなテクノロジーの導入による交通課題の解決や利便性向上に向けた検討を進めます。

(3) 都市・地域間の人・物・技術・情報の交流を促進する道路環境の形成

①主要幹線道路ネットワークの形成

国、県や高速道路会社との連携のもと、広域圏幹線道路の整備に取り組みます。また、都市内幹線道路・補完的幹線道路について、社会経済情勢の変化に応じて適時適切な計画の見直しを行いつつ、今後の整備予定を示しながら、着実な整備に取り組みます。

②快適な道路環境の形成

慢性的な渋滞が発生している道路の交通流を円滑化する対策や、まちの課題解決に必要なであるとの合意形成が図られた生活幹線道路の整備を推進します。また、自動車の駐車実態を考慮しながら、まちづくりと連携した駐車場施策を進めると共に、自転車や歩行者の安全性・快適性の向上を目指し、自転車走行空間の整備を行います。

(4) 人と公共交通が中心の都心の交通環境の形成

①都心の駅周辺再整備

「都心核」である三宮駅周辺では、6つの駅・バス乗降場と周辺のまちを一体的につなぐ空間を「えき～まち空間」と名付け、神戸の玄関口にふさわしい空間を創出します。

「都心拠点」である元町駅や神戸駅、新神戸駅の駅周辺では、人がにぎわう駅前空間の創出や、周辺のまちへの回遊性の向上に取り組みます。

②都心の回遊性を高める交通環境の形成

神戸の都心を居心地がよく歩きたくなるエリアとしていくため、通過交通などの過度な自動車の流入を抑制し、都心の道路空間を車中心から人中心の空間に転換する取り組みを進めます。

また、歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）制度などを活用した道路空間の利活用を推進することで、魅力的なにぎわいを創出し、まちの活性化を図り、道路から暮らしの豊かさを感じることの出来る魅力ある空間づくりを進めます。

都市の魅力と回遊性を向上する LRT・BRT の導入検討を進めると共に、シェアサイクルなど、移動の利便性を高めるような多様なモビリティの導入を促進します。

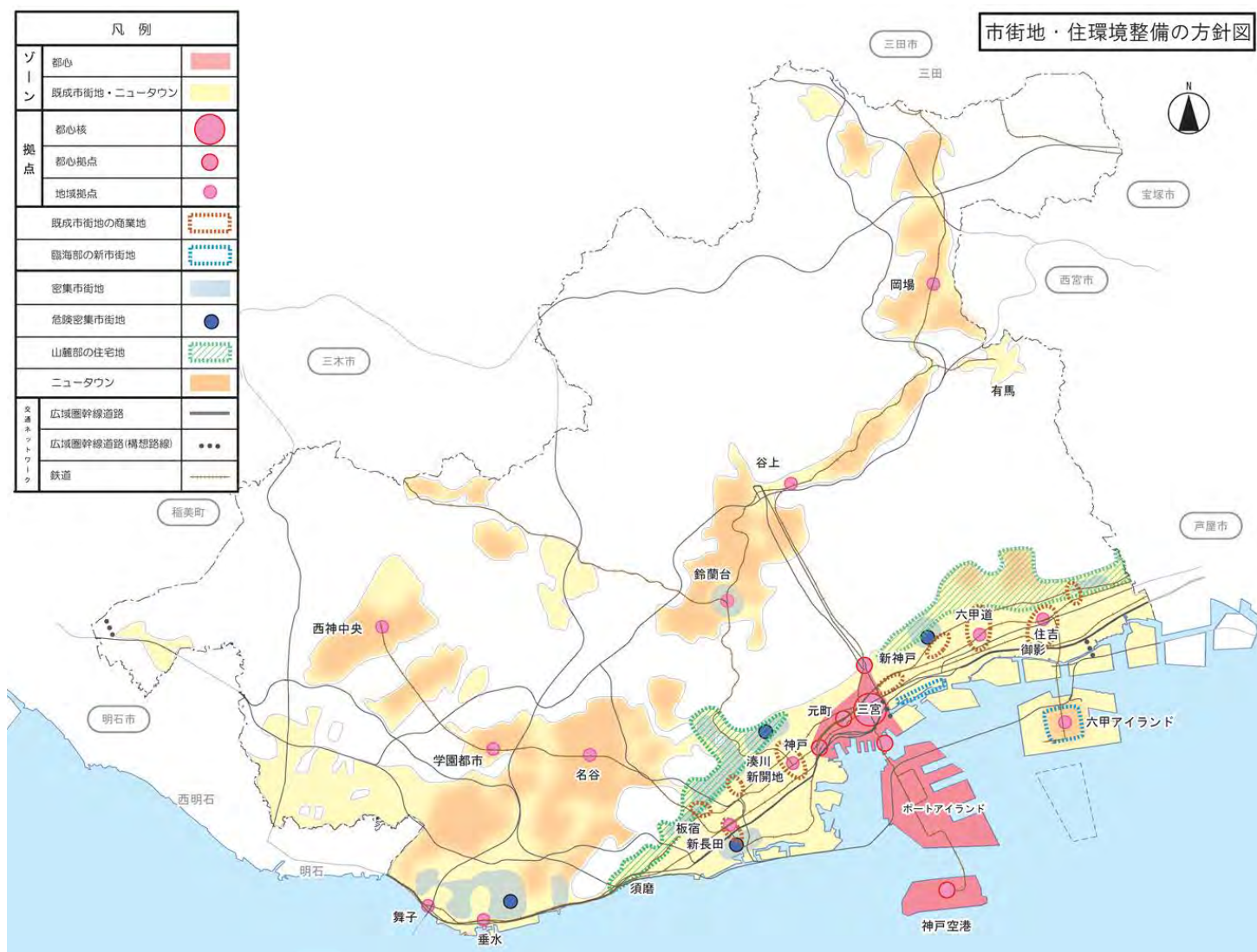
3-4 市街地・住環境整備に関する方針

(1)都心の再生

・神戸全体のまちや経済を活性化し、都市の国際競争力を高めるため、新神戸～三宮～神戸駅周辺やウォーターフロント、ポートアイランド、神戸空港島において、建築物などの整備、更新に合わせた多様な都市機能の導入や、官民連携によるエリア特性を活かした質の高い都市空間の形成など、面的な再整備を推進します。

(2)既成市街地・ニュータウンの再生

・住んでいる人が、地域に愛着を持つことができ、安全で快適な暮らしを実現するため、既成市街地の商業地や臨海部の新市街地、老朽木造住宅の密集市街地、空き家・空き地の多い山麓部の住宅地、スポンジ化リスクの高いニュータウンなど、それぞれの地域の特性や課題に応じて、既存ストック(空き家・空き地や公共施設)を有効活用した、まちのリノベーションを推進します。



(1) 都心の再生

①新神戸～三宮～神戸駅周辺

新神戸～三宮～神戸駅周辺では、建築物などの整備、更新に合わせた業務・商業機能、文化・交流機能、研究機能、防災機能など多様な都市機能を高度に集積することや、デザイン都市神戸にふさわしい風格ある都市景観やにぎわいと活力のある都市空間を形成することなど、神戸全体のまちや経済を活性化し、都市の国際競争力を高める、都心の再整備を推進します。

特に「都心核」である三宮駅周辺では、民間活力を導入し、分散している中・長距離バスの乗降場を集約し、西日本最大級のバスターミナルを整備することや、広く豊かな公共空間と沿道建築物を一体的に整備することなど、都心・三宮の再整備を推進し、駅周辺を見違えるような都市空間に生まれ変わらせます。

また、公共空間と民地が一体となった屋外空間において、地権者や民間企業、地域団体、エリアマネジメント団体などが主体となり、社会実験を踏まえた空間の利活用などの取り組みを通じて、地域の特色や魅力を活かした、にぎわいのある空間の創出を促進します。

②ウォーターフロント・ポートアイランド・神戸空港島

みなとまちこうべを象徴するウォーターフロントでは、市内外や海外からの多くの人でにぎわい、来訪者を魅了するまちを目指し、オフィスや商業、ホテルなど多様な施設の立地や、倉庫など歴史的建造物を活用した施設の整備、居心地がよく歩きたくなるような空間の整備など、多様な主体が一体となって再整備を進めます。

ポートアイランドでは、公園や緑地、街路などの再整備や土地利用の再編、公共空間や建築物の積極的な緑化の推進などにより、質の高い都市空間の形成を進めます。

神戸空港島では、神戸空港の国際化を契機として、民間投資を誘引して成長・先端産業の集積の場を形成すると共に、多くの市民や来訪者でにぎわう神戸の玄関口にふさわしい拠点整備を進めます。

(2) 既成市街地・ニュータウンの再生

①既成市街地の商業地

既成市街地の商業地では、地域団体や地元企業、行政など多様な主体が連携し、空き家や空き店舗の再生、公共施設の再整備、それらを活用したイベントの開催やコミュニティ活動など、地域の特徴を踏まえた取り組みを展開することで、地域の魅力や価値を高め、活性化させる面的なリノベーションを推進します。

また、「地域拠点」である鉄道駅周辺などでは、建築物などの整備・更新に合わせて、民間のノウハウや資金の導入を促し、多様な都市機能を充実させるリノベーションを推進します。

②臨海部の新市街地

計画的に整備され、道路や公園などが充実した六甲アイランドや HAT 神戸などの臨海部の新市街地では、まちの魅力や回遊性の向上、新たなにぎわいの創出などを図るため、多様な主体が連携し、充実した既存ストックや未利用地を活用した市街地のリノベーションを推進します。

③老朽木造住宅の密集市街地

密集市街地は、古い木造住宅が密集し、道路が狭く、公園も不足しており、防災面や住環境などさまざまな課題を抱えています。

神戸市では、平成 23 年に策定した「密集市街地再生方針」において、木造建物が多いことによる「延焼危険性」を評価指標として、町丁目ごとに課題解消の優先度を設定し、優先度の高い町丁目が連続している 4 地区（灘北西部、兵庫北部、長田南部、東垂水）について、密集市街地の解消に向けた取り組みを行ってきました。

これらの地区を、引き続き、国が住生活基本計画に基づいて公表した「地震時等に著しく危険な密集市街地（危険密集市街地）」として位置付け、10～15ha 程度のブロック単位で「想定平均焼失率（燃え広がりやすさを表す指標）」を 20%未満とすることを目指し、以下の取り組みを進めていきます。

危険密集市街地以外の密集市街地では、地域の自発的な取り組みによる防災まちづくりの進捗に合わせ、延焼危険性や避難・消火の困難性による優先度に応じた施策を展開していきます。

■燃え広がりにくいまちづくり

老朽木造建物の除却や燃えにくい建物への更新、まちなか活用空地事業や寄付受け事業による空地整備などの火災の延焼を防止するハード的な取り組み、まちの不燃化につながるルールづくりなどのソフト的な取り組み。

■建物が倒壊せず、避難が可能なまちづくり

主要な生活道路の整備による避難経路の確保や、身近な環境改善事業による災害時の安全な避難を誘導する取り組み。

■暮らしやすさや地域魅力の向上

空き地の有効活用や、地域資源や空き家などの既存ストックの活用により、地域魅力の向上を図り、地区外からの人口流入による建て替えを促進する取り組み。

④空き家・空き地の多い山麓部などの住宅地

今後、空き家・空き地のより一層の増加が予想される山麓部などの住宅地では、安全で快適に暮らし続けられるよう、市場性を高める取り組みにより流通を促すと共に、空き地の農的利用などの転活用を促進します。活用の見通しが立たず取り残されている老朽空き家については、解体を促進します。

また、居住ニーズに対応した住宅用地の確保や地域の魅力の向上を図るため、空き地・空き家や、公共空間を効率的・積極的に活用したリノベーションを推進します。

⑤スポンジ化リスクの高いニュータウン

人口減少・超高齢化、施設の老朽化、若い世代の転入が少ないなどの課題を抱えるニュータウンでは、それぞれの地区の特性に応じてハード・ソフトの施策を組み合わせた取り組みを進めることで、多様な暮らし方・働き方や、多文化共生・多世代交流を促進し、子どもから高齢者、外国人など多様な市民が地域の魅力を感じながら安心して住み続けたいと思える住環境の形成を図ります。

「地域拠点」である鉄道駅周辺などでは、駅前空間の高質化や多様な都市機能の充実を図ることで、魅力あふれる暮らしや職住近接を実現します。

駅から離れた地域では、ゆとりのある住宅地を形成すると共に、住宅に特化した土地利用だけでなく、生活に必要な身近なサービス機能やアクセス機能の確保・拡充を図ります。

農村地域との連携・交流などの取り組みを進め、恵まれた自然と共生したゆとりや潤いのある暮らしを実現すると共に、地域の特性を活かした魅力創出を図ります。

3-5 都市環境に関する方針

(1) 良好な緑地環境や水環境の保全・育成

・山や海、里山・農村などの豊かな自然をまもり、そだて、暮らしにゆとりや潤いを感じる環境をつくるため、森林・里山の再生や、まちの価値を高める水と緑の空間の創出、多様なニーズを踏まえた公園の整備・再整備を進めます。

(2) 気候変動に対応する持続可能な空間づくり

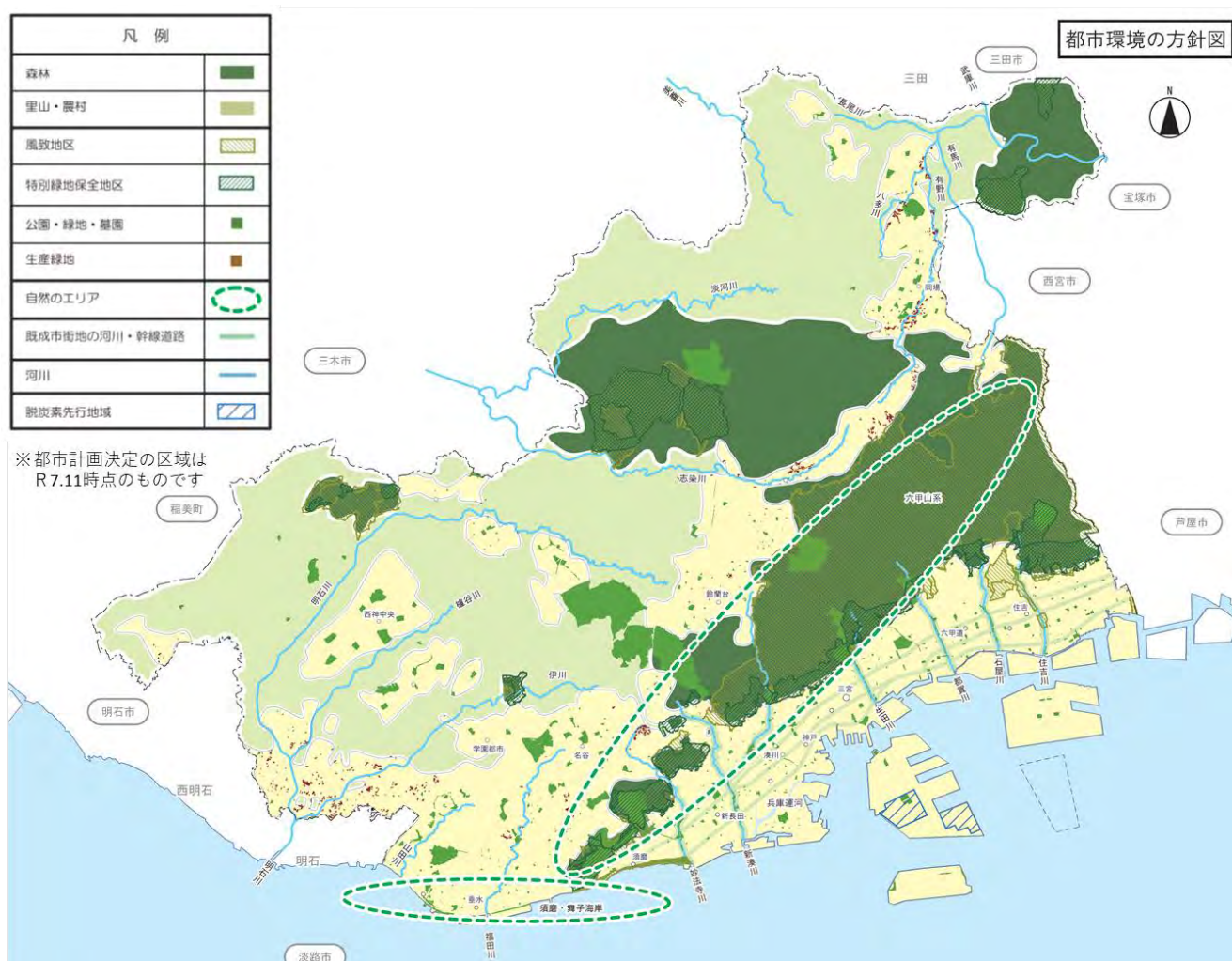
・常態化する異常高温に対応し、環境に優しい持続可能なまちづくりを進めるため、環境負荷の低減に資する交通インフラなどの形成や、まちなかでの暑熱対策の推進、脱炭素社会の実現に資する空間づくりを進めます。

(3) 自然と都市が近接する神戸の特徴を活かした魅力的な空間づくり

・市街地のすぐ近くに豊かな自然が広がる神戸の特徴を活かした魅力的な空間づくりに向けて、六甲山系と須磨～舞子海岸の活性化や、農村と都市の交流・循環を進めます。

(4) 都市活動を支える都市施設

・今後大量に更新期を迎える道路や橋梁、上下水道などのインフラ施設について、点検・補修や、計画的な改築更新を進めると共に、物流効率化に向けた流通業務団地の整備・機能更新や、生活や事業活動に必要な廃棄物処理施設の適正な立地誘導を進めます。



(1) 良好な緑地環境や水環境の保全・育成

①森林・里山の再生

近畿圏の大都市を環状に取り囲む広域的な緑の一部を形成している六甲山系や帝釈山地など、都市の骨格を形成する緑地などを適切に保全・育成し、自然と共生するまちを目指します。

特に六甲山は、神戸を特徴づける貴重な資源であり、その豊かな自然からさまざまな恵みを享受していることから、民・学・産と行政が一体となってその保全・育成に取り組めます。

里山では、樹木の適切な伐採や管理、資源循環の仕組みの構築などにより、持続的な管理に取り組めます。

農地では、耕作放棄地が発生しないよう適切に管理すると共に、多様な担い手の育成に取り組めます。

②まちの価値を高める水と緑の空間の創出

官・民が両輪となって、まちのなかにあるまとまった緑地や生産緑地、民地の良好な緑などを保全・育成することにより、緑地の質と量の両面で確保を進め、自然の潤いを身近に感じられる環境の形成を目指します。

特に都心では、道路・公園などの公共空間での高木植栽の充実、民地の緑化の促進などにより、高質で緑豊かなまちを創出します。

既成市街地の河川や幹線道路においては、河川や道路が本来持っている機能に加え、火災時における延焼の遅延・防止や避難経路の確保のほか、市民のレクリエーション空間、生物の生息・生育・繁殖環境の確保、心地よい歩行者空間、風格あるまちなみの創出など多様な機能を併せ持つ水と緑の空間を創出します。

また、兵庫運河周辺では、水面利用の促進や親水性の向上を図り、運河の魅力を高めていきます。

③魅力的な踏まえ公園・緑地づくり

身近な公園や大規模公園の整備においては、社会経済情勢の変化や多様なニーズ、立地特性などを踏まえ、整備・再整備を行い、公園の価値や魅力の向上を図ります。また、公園の整備・再整備にあたっては、地域の意向や特性などを反映し、魅力向上に取り組めます。また、必要に応じて民間事業者のノウハウを取り入れます。

なお、長期にわたり整備が出来ていない都市計画公園は、適宜見直しを進めます。

(2) 気候変動に対応する持続可能な空間づくり

①環境負荷の低減に資する交通インフラなどの形成

環境に優しい公共交通の導入・利用促進や、自動車交通流の円滑化などを推進することで環境への負荷を低減します。

②まちなかでの暑熱対策の推進

都心部や主要駅の周辺、公園などにおいて、ミストや日除けなどのクールスポットの設置、熱くなりにくい舗装素材の活用、土壌改良により既存樹木を大きく育てることや新たな高木を植栽することによる木陰の拡大、建築物の屋上や壁面、駐車場の緑化などにより、体感温度の低下や地表面の温度上昇の抑制など、暑さを和らげる空間づくりを推進します。

③脱炭素社会の実現に資する空間づくり

ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）や ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）水準の省エネ性能の高い建築物の新築や、既存建築物の省エネ改修などを促し、環境性能の高い建築物の普及に取り組みます。

森林資源の循環利用を進めるため、公共建築物における木材利用の推進や、民間建築物における木材利用の普及啓発を行います。

新たな開発などに合わせた地域冷暖房や建物間熱融通などのエネルギーの面的利用の誘導や、公共施設などを活用した太陽光発電・バイオマス発電などの再生可能エネルギーの導入、水素の利活用などの取り組みを進めます。

ポートアイランドの脱炭素先行地域において、多様な主体が連携し、太陽光発電の導入拡大や、内航船の EV 化など、脱炭素に向けた取り組みを推進します。

(3) 自然と都市が近接する神戸の特徴を活かした魅力的な空間づくり

①六甲山の活性化

六甲山系の「自然のエリア」では、山上へのアクセス改善や回遊性向上と併せて、自然環境や景観などの魅力を活かした非日常的な空間の創出を進めます。森林整備などを進めることで防災機能の強化を図りつつ、遊休施設などを利活用した、観光機能の強化や都市型創造産業の誘導を行うことで、六甲山の資源を継承しながら、にぎわいの創出を推進します。

②須磨～舞子海岸の活性化

須磨～舞子海岸の「自然のエリア」では、愛されてきた白砂清松の海岸景観の保全・育成を図ると共に、水族館や公園、民間施設のリニューアルを原動力に、エリア全体での回遊性向上や活性化を推進します。

③農村と都市の交流・循環

農村と都市を結ぶ公共交通を活用した「貨客混載」の取り組み、農村文化の体験、歴史ある神社・仏閣や茅葺民家などが残る風景の保全など、農村と都市が近接する地理的特性を活かした新たな魅力づくりを推進します。

(4) 都市活動を支える都市施設

高度経済成長期に整備された道路や橋梁、上下水道などのインフラ施設について、今後大量に更新期を迎えることから、コスト縮減や効率化につながる新技術を積極的に活用した点検・補修や、計画的な改築更新を進めます。

近年の物流に係る業態の多様化に対応し、合理的な流通機能を確保するため、流通業務団地の整備、円滑な機能更新を計画的に促進します。

住民の生活や事業活動に必要な施設である廃棄物処理施設は、周辺土地利用やアクセスなどに配慮して適正な立地誘導を進めます。

3-6 安全・安心に関する方針

(1)防災まちづくりの推進

・土砂災害や洪水、高潮など、激甚化・頻発化する災害に強くしなやかに備え、あらゆる人々にとって安全・安心な暮らしを実現するため、デジタル技術も活用しながら、ハード・ソフトの両面から総合的な防災対策を進めます。

(2)防災拠点・交通体系の機能強化

・市役所や区役所を中心とした防災拠点の機能強化や交通ネットワークの強化を進めます。

(3)震災・火災に強い空間づくり

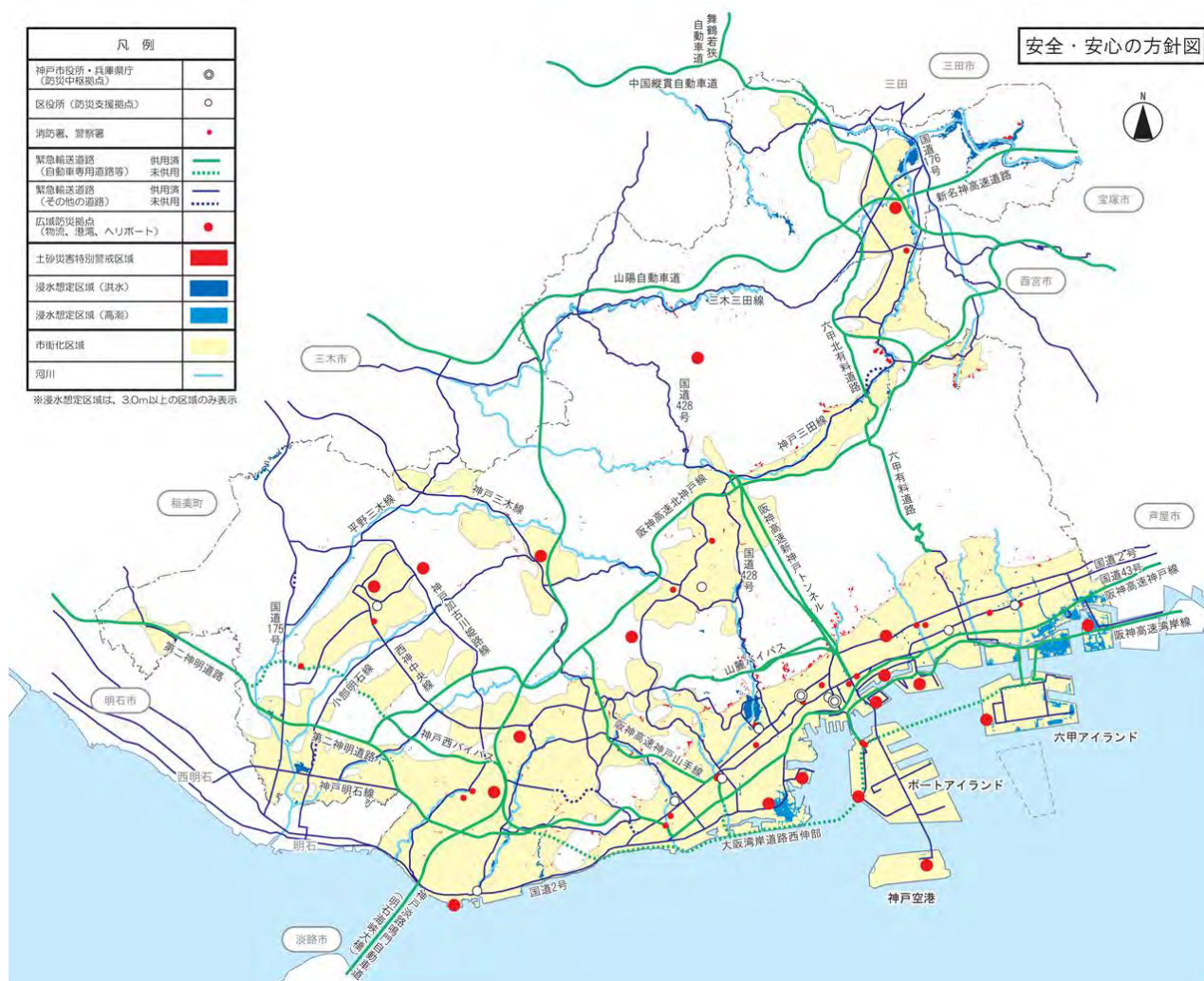
・建築物やライフラインの耐震化・不燃化や、延焼遮断機能の確保を進めます。

(4)土砂災害・水害に強い空間づくり

・土砂災害対策や津波・高潮対策、治水対策を、ハード・ソフトの両面から総合的に進めます。

(5)災害への備えと地域の防災力の強化

・防災ガイドの配布や出前トーク、デジタル技術を活用した情報発信などにより、意識の啓発や知識の普及を進めます。そして、地域の住民や事業者と共に、災害時にも被害を最小限にとどめるまちづくりを進めます。



(1) 防災まちづくりの推進

①基本方針

神戸は、六甲山系の山々と瀬戸内海に面した起伏に富んだ地形であり、市街地と恵まれた自然環境が共生しています。このことから、市街地においても土砂災害警戒区域・特別警戒区域が多く存在すると共に、洪水・内水氾濫・高潮による浸水想定区域も広範囲に及んでいます。

今後さらに、地球温暖化に伴う気候変動により、自然災害の頻発・激甚化が懸念されています。

そのため、土砂災害や水害の「ハザード情報」と、人口や住宅の分布、避難所・病院などの立地状況の「都市情報」を考慮した地区ごとの防災上の課題を明らかにし、ハード・ソフト両面から、総合的に取り組みを進めることで、災害時の被害を最小限にとどめること（≡減災）を目指します。

地震に対しては、発生場所や規模、頻度、影響の範囲を即地的に定めることに限界があるため、建築物やライフラインの耐震化・不燃化などを全市的に推進します。

②取り組み方針

河川改修や都市浸水対策のための施設整備、治山・砂防施設の整備などの「ハード整備」と、適切な避難行動をとるためのハザードマップの周知や避難計画の共有、計画的な土地利用の誘導などの「ソフト対策」を総合的に進めることで、被害を最小限にとどめることを目指します。

※水害に関する施設整備（ハード整備）については、次の基準の通りとしています。

河川整備の目標とする降雨：おおむね 1/10～1/100 年確率程度

内水はん濫対策の目標とする降雨：おおむね 1/10 年確率程度

高潮対策の目標とする高潮：おおむね 1/100 年確率程度（対策完了）

(2) 防災拠点・交通体系の機能強化

避難者の収容や災害対策活動の展開および市外からの救援物資などの受け入れ・集積・配送・一時保管などの機能を確保するため、防災拠点を地域特性や機能に応じて適正に配置し、的確に運用します。

市の災害対策の中核として市役所を中心とする防災中枢拠点の強化を図ると共に、広域的な連携に対応できるよう陸・海・空の広域防災拠点を整備しています。また、市民の生活圏域を考慮して、小学校区を基本とした地域防災拠点づくりを進めると共に、各区役所を中心とする防災支援拠点の機能強化にも取り組みます。併せて神戸都心・臨海地域などにおいて帰宅困難者対策をハード・ソフトの両面において推進します。

さらに、災害時にも確実に円滑な交通を確保するため、公共交通の多重性を確保し、緊急輸送道路ネットワークを拡充すると共に、神戸港や神戸空港も活用し、陸・海・空の総合的な交通ネットワークを確立します。

(3) 震災・火災に強い空間づくり

①都市の耐震化・不燃化

公共建築物の耐震化・不燃化、上水道・下水道・電気・ガスなどのライフラインの耐震化を進めると共に、民間建築物の耐震化・不燃化を促します。特に灘北西部、兵庫北部、長田南部、東垂水などの密集市街地においては、老朽木造住宅の除却や燃えにくい建築物への更新、空き地の有効活用などを推進します。

②延焼遮断機能の確保

火災発生時に安全な避難路を確保し、火災の延焼を遅延・防止するため、河川および河川沿いの公園・緑地・道路の一体的な整備や、既成市街地の幹線道路における街路樹の効果的な配置や沿道建築物の不燃化などを図ります。

(4) 土砂災害・水害に強い空間づくり

①土砂災害対策

山麓部を中心に指定している土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を中心に、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業、治山事業、森林整備などのハード対策を推進すると共に、警戒避難体制の整備や、特定の開発行為の許可制度の運用、建築物の構造規制などのソフト対策を充実させることにより、総合的な土砂災害対策を推進します。

六甲山系南側の市街地に面する斜面一帯について、国や県が公有地化をはかって、森林整備や砂防工事を行う六甲山系グリーンベルト整備事業を連携して推進し、災害に強い空間づくりと緑豊かな都市環境の保全・創出を図ります。

②津波・高潮対策

神戸市では、これまでに津波・高潮に対するハード対策として、海岸保全施設の整備を進めてきており、2023年に対策を完了しています。

想定される南海トラフ地震・津波に対して、「神戸市地域防災計画 南海トラフ地震防災対策推進計画」に基づき、施設の適切な維持管理や老朽化対策、地震への備えの啓発など、総合的な対策を推進します。

③治水対策

集中豪雨の多発や都市化の進展に伴う被害リスクの増大に対し、水害に強い都市を作るため、河川の改修や下水道の整備などによる浸水対策を推進します。

ため池や水田、校庭などでの雨水貯留浸透機能の確保などによる流域対策の推進や、浸水想定区域図の公表や雨量・水位などの防災情報の発信、避難体制の整備などによる減災対策の推進など、総合治水条例に基づいた対策を推進します。

流域のあらゆる関係者が協働し、人と自然が共生する河川環境の保全・創出を図ると共に、流域全体で水害を軽減させる流域治水の取り組みを推進します。

(5) 災害への備えと地域の防災力の強化

ハザード情報を掲載した「暮らしの防災ガイド」の全戸配布や、職員が出向いて防災のテーマに沿って講義する「出前トーク」の実施、要援護者支援団体への活動支援、デジタル技術を活用した外国人をはじめ誰にとっても分かりやすい災害情報の発信など、市民の安全・安心につながるさまざまな施策を展開することで、平常時からの防災意識の啓発や防災知識の普及を進めます。

そして、これまでの多くの自然災害を通じて培ってきた、自主防災・地域防災の考えを継承し、地域の住民や事業者と共に、災害時にも被害を最小限にとどめるまちづくりを進めます。

(1) 神戸固有の多彩で特色ある景観の形成

①眺望景観の保全・育成

神戸は、港と六甲の山並みが市街地と一体となった景観や、西北神地域の豊かな自然と農村集落の景観など、変化に富んだ素晴らしい眺望景観に恵まれています。地域ごとの景観特性に応じて、建築物の高さや形態意匠、屋外広告物の規制誘導を進め、見る人を魅了する都市景観を形成していきます。

②神戸らしい特徴的なまちなみの形成

北野、旧居留地、南京町、都心・ウォーターフロントなど重点的に景観形成を図る地区について、景観法や神戸市都市景観条例を活用して、まちづくり団体などと連携しながら、地域特性を活かしたまちなみの形成に取り組みます。

特に三宮駅周辺では、神戸の玄関口にふさわしい空間を創出するため、市民・事業者と目指す都市空間のデザインを共有し、官・民が連携しながら公共空間と沿道建築空間が一体となった魅力的な景観づくりを進めます。

③魅力やにぎわいを生み出す夜間景観の形成

訪れた人を魅了し、まちの回遊・滞留を生む空間づくりを目指して、ランドマークとなる建築物やウォーターフロント、駅周辺などにおいて、魅力的なライトアップに取り組み、地区特性に応じた特色ある夜間景観を形成していきます。

④デザインされた居心地のよいパブリックスペースの創出

道路、公園・広場、駅などの公共空間や、建築物のオープンスペースについて、専門家によるデザインアドバイザー制度により、デザインの質の向上を図り、居心地のよいパブリックスペースを創出します。

(2) 景観資源の保全活用

地域のシンボルとなっている近代建築物や地域文化を伝える古民家などの歴史的な価値を有する建築物、周辺地域の雰囲気の特徴づけている建築物など、市民に愛され親しまれている景観資源について、継続的な利用や新たな機能を加えた活用を促進することにより、良好な状態で保全すると共に、その景観資源を核とした周辺地域へのにぎわい創出に取り組みます。

(3) 地域の個性を磨き上げる取り組み

景観形成市民協定・地区計画などの地域ルール策定・運用など、地域の皆さんによる自主的なまちの景観形成の取り組みにより、居心地のよい空間づくりを促進します。

風土・風習や生活文化、市民気質などが現れた、地域の活動やイベントなどの振興を通して、神戸らしい文化的景観を大切にまもり、そだて、磨き上げ、活かします。

第4章 見直しの考え方

都市づくりのマスタープランは、長期的な都市の姿を展望したうえで、目標年次を2035年（令和17年）とし、都市づくりの考え方やその実現に向けた取り組みの方針などをまとめたものです。

今後、人口減少・少子高齢化の更なる進行や価値観・ライフスタイルの複雑化・多様化、技術革新、災害の激甚化といった社会経済情勢の変化などに的確かつ機動的に応え、まちづくりに取り組んでいく必要があります。

このため、「第3章 都市づくりの方針」などに基づき実施する都市計画事業や取り組みを「アクション編」に記載し、取り組み状況を随時把握すると共に、取り組み状況などを踏まえ、適宜見直しを行います。